

平成 26 年 10 月 22 日

総務省自治行政局住民制度課 御中

一般社団法人全国銀行協会
業 務 部

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（案）」に対する意見等の提出について

平成 26 年 9 月 20 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(仮称)案」に対する意見

項番	省令案の条文番号等	意見等	理由等
1	第 9 条、第 25 条、別記様式第一及び第二	単なる再交付ではなく、法第 7 条第 2 項による変更後の個人番号が採番された場合には、通知カードや個人番号カードの券面に、それと判別できる事項を記載することを検討していただきたい。	個人番号が変更となった場合の金融機関における登録変更手続の詳細は未定であるが、以前に届出された個人番号と異なる番号が記載されたカードが提示された場合、既登録内容の誤謬(タイプミス、別人と取り違えて登録等)やカード偽造の可能性もあることから、これらのケースとは違うことが券面上で明らかとなるようにしていただきたい。
2	第 9 条、第 16 条、第 25 条及び第 35 条	個人番号の表記における文字サイズ、フォント種類、文字間隔に関する技術的基準について、肉眼での視認性やOCR認識特性などを斟酌のうえ仕様を統一することを検討していただきたい。	金融機関での個人番号取得時の詳細手順は未定であるが、カードの記載内容を目視、およびOCR認識などのIT技術を併用して個人番号を登録することが想定される。例えば、「十分な文字間隔をとる」、「4桁ごとに間隔を広げる」、「OCR-Bフォントを使用する」といった対応がされると、営業店端末のスキナーでOCR処理をすることができ、誤登録防止や登録事務作業の効率化に繋がる。(なお、バーコードや磁気ストライプといった対応がされると、営業店端末にバーコードリーダーや磁気ストライプカードのリーダー機能が付いている金融機関においては、登録事務作業の効率化に繋がると考える。)